

こどもの自殺対策緊急強化プランの取組状況とロードマップ（令和7年9月更新）

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
<b>3. 取り組むべき施策</b>										
<b>(1) こどもの自殺の要因分析</b>										
警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む	○引き続き、こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究を実施するとともに、こどもの自殺対策に関する調査・分析における課題を整理【0.2億円】（こども家庭庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを調査研究に活用（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁） ○引き続き、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の多角的な要因分析に連携協力（文部科学省）	-	○令和6年度に実施した多角的な要因分析の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題を整理【0.2億円】（こども家庭庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを調査研究に活用（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁） ○引き続き、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の多角的な要因分析に連携協力（文部科学省）	○令和7年度に実施した要因分析の結果を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題を整理【0.2億円】（こども家庭庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを調査研究に活用（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁） ○引き続き、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の多角的な要因分析に連携協力（文部科学省）	○調査研究の実施により、自殺の多角的な要因分析に当たっての課題を整理（令和7年度） ○「救急・救助の現況」作成により、自損行為による救急出動件数と救急搬送人員のデータを公表し、関係機関に情報提供（消防庁）（令和7年度）	調査研究の実施【こども家庭庁】	研究結果を踏まえた更なる研究の企画・実施【こども家庭庁】	自殺統計原票の確実な作成・集計を実施【警察庁】	救急出動件数等の集計を実施【消防庁】	こどもの自殺の多角的な要因分析に連携協力【文部科学省】
上記の調査研究においては、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review:CDR）のモデル事業において把握された知見について、モデル事業の関係者の理解を得た上で活用する。あわせて、モデル事業を通じ、CDRの体制整備に必要な検討を進める	○参画している自治体から提出された事業実績報告書および事後評価をもとに、モデル事業全体の実施状況およびその課題などをまとめる【1.2億円】（こども家庭庁）	○令和5年度参画自治体：10自治体	○参画している自治体から提出された事業実績報告書および事後評価をもとに、モデル事業全体の実施状況およびその課題などをまとめる。モデル事業を通して抽出・整理された課題を、有識者や自治体等の関係者から意見を頂き、全国展開に向けた、具体的な制度のあり方について検討を行う。【1.0億円】（こども家庭庁）	○参画している自治体から提出された事業実績報告書および事後評価をもとに、モデル事業全体の実施状況およびその課題などをまとめる。モデル事業を通して抽出・整理された課題を、有識者や自治体等の関係者から意見を頂き、全国展開に向けた、具体的な制度のあり方について検討し、令和8年中にとりまとめを行う。【1.1億円】（こども家庭庁）	○CDRモデル事業の実施状況およびその課題等の整理と検討（令和7年度）	モデル事業を実施し、CDRの体制整備に必要な検討を進める【こども家庭庁】	検討内容を踏まえ整備された、新たな体制下でCDRを実施する【こども家庭庁】			
警察や消防において、自殺統計原票や消防の救急搬送のデータを作成・集計する	○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表（警察庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを厚生労働省へ提供（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁）	○暫定値を公表（年12回）（警察庁） ○「令和5年度救急・救助の現況」公表（令和6年1月）（消防庁）	○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表（警察庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを厚生労働省へ提供（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁）	○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表（警察庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを厚生労働省へ提供（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁）	○自殺者数の暫定値・確定値の公表、「救急・救助の現況」作成により、こどもの自殺対策に資する基礎データを作成・集計（警察庁、消防庁）（令和7年度）	自殺統計原票の確実な作成・集計を実施【警察庁】	救急出動件数等の集計を実施【消防庁】			
学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。国においては、基本調査や詳細調査の実施状況を把握・公表するとともに、詳細調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策を検討する	○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応について、周知徹底（文部科学省） ○「詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数」など、背景調査の指針に基づく対応状況の把握を実施し、その結果も踏まえつつ、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、背景調査の指針の改訂に向けた議論を実施（文部科学省）	○児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会開催回数：10回（令和6年度） ○令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における基本調査及び詳細調査の実施状況等 ・基本調査の実施率：100% ・詳細調査の実施率：8.1% ・詳細調査の制度及び調査希望の有無について遺族に説明した割合：59.9%	○引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応について、周知徹底（文部科学省） ○引き続き、「詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数」など、背景調査の指針に基づく対応状況の把握を実施し、その結果も踏まえつつ、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、背景調査の指針の改訂に向けた議論を実施（文部科学省）	○引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応について、周知徹底（文部科学省）	○児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会開催回数：10回（令和7年度） ○令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における調査結果の向上 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応状況の把握及び背景調査の指針の見直しに向けた検討を実施【文部科学省】	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応状況の把握	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応状況の把握【文部科学省】			
いじめによる自殺を含むいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づきいじめ重大事態については、文部科学省に報告を求め、その情報をこども家庭庁とも共有しつつ、学校・学校設置者に対していじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の適切な運用等必要な指導助言や支援を行う	○いじめの重大事態について網羅的に報告を求め、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的として、必要な支援や助言を行うとともに、提供された調査報告書の分析を踏まえて、いじめの重大事態の調査の運用改善やいじめの未然防止に向けた取組等の充実を図る。（文部科学省、こども家庭庁） ○学校の設置者や学校において、改訂版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿った対応が適切になされるよう、教育委員会の生徒指導担当者等を対象とした研修会の実施や、職員を各教育委員会の研修会へ派遣すること等により周知に取り組む。（文部科学省、こども家庭庁）	-	○引き続き、いじめの重大事態について網羅的に報告を求め、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的として、必要な支援や助言を行うとともに、提供された調査報告書の分析を踏まえて、いじめの重大事態の調査の運用改善やいじめの未然防止に向けた取組等の充実を図る。（文部科学省、こども家庭庁） ○学校の設置者や学校において、改訂版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿った対応が適切になされるよう、教育委員会の生徒指導担当者等を対象とした研修会の実施や、職員を各教育委員会の研修会へ派遣すること等により周知に取り組む。（文部科学省、こども家庭庁）	○引き続き、いじめの重大事態について網羅的に報告を求め、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的として、必要な支援や助言を行うとともに、提供された調査報告書を踏まえて、いじめの重大事態の調査の運用改善やいじめの未然防止に向けた取組等の充実を図る。（文部科学省、こども家庭庁） ○学校の設置者や学校において、改訂版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿った対応が適切になされるよう、教育委員会の生徒指導担当者等を対象とした研修会の実施や、職員を各教育委員会の研修会へ派遣すること等により周知に取り組む。（文部科学省、こども家庭庁）	○いじめの重大事態の発生件数減少（令和9年度）	いじめの重大事態について、報告を求め、必要な支援や助言を実施【文部科学省】	いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について周知を実施【文部科学省】			
いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るための取組・対応策を国において研究し、その成果を普及する	○いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究等を実施し、その成果を普及【0.5億円の内数】（文部科学省）	○いじめの重大事態発生件数（令和5年度） 1,306件 ○児童生徒の自殺者数（令和6年） 529人	○いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究等を実施し、その成果を普及【0.3億円の内数】（文部科学省）	○いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究等を実施し、その成果を普及【2.5億円の内数】（文部科学省）	○いじめの重大事態の発生件数減少（令和9年度） ○児童生徒の自殺者数の減少（令和9年度）	児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、国において調査研究を実施し、その成果を普及する【文部科学省】	児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、国において調査研究を実施し、その成果を普及する【文部科学省】			

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
<b>(2) 自殺予防に資する教育や普及啓発等</b>										
こどもの心の問題について、各都道府県等における拠点病院を中核とし、地域の医療機関・保健福祉関係機関等に対する診療支援や研修・普及啓発を推進する	○こどもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を年度内に2回開催し、参画している自治体間の情報を共有【1.2億円】（こども家庭庁）	○令和5年度参画自治体：21自治体	○こどもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を年度内に2回開催し、参画している自治体間の情報共有を行う。中央拠点病院と連携し、各自治体の取り組み事例が記載された事業概要集を作成するとともに、実施自治体と未実施自治体に対して、ヒアリングとアンケートを行い現状と課題の整理を行う。それを踏まえて、未実施自治体に参画の働きかけを行う。【1.3億円】（こども家庭庁）	○こどもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を年度内に2回開催し、参画している自治体間の情報共有を行う。実施自治体と未実施自治体に対して、現状の把握と課題の抽出・整理を継続して行う。それを踏まえて、未実施自治体に参画の働きかけを行う。【1.2億円】（こども家庭庁）	○様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る（令和7年度）	こどもの心の診療ネットワーク事業を実施【こども家庭庁】				
「健やか親子21」の一環として、こどもの心の健康に関する指標も含む「成育医療等基本方針に基づく評価指標」により自治体別データを把握するとともに、こどもの心の健康に関する啓発等を推進する	○こども家庭行政推進調査事業費において、成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリング等を実施【14百万円】 ○健やか親子21のウェブサイトにもこどもの心の健康に関する啓発資料等を掲載【15.4億円の内訳】	○こども家庭行政推進調査事業費において、成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリング等を実施。 ○健やか親子21のウェブサイトにもこどもの心の健康に関する啓発資料等を掲載。	○こども家庭行政推進調査事業費において、成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリング等を実施。 ○健やか親子21のウェブサイトにもこどもの心の健康に関する啓発資料等を掲載【20.1億円の内訳】	○こども家庭行政推進調査事業費において、成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリング等を実施予定【14百万円】 ○健やか親子21のウェブサイトにもこどもの心の健康に関する啓発資料等を掲載【56億円の内訳】	○「成育医療等基本方針に基づく評価指標」の中間評価に向けた分析・評価等を行う（令和7年度） ○「成育医療等基本方針に基づく評価指標」の最終評価に向けた分析・評価等を行う（令和10年度）	こども家庭行政推進調査事業費にて成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリングを実施【こども家庭庁】	成育医療等基本方針中間評価【こども家庭庁】	成育医療等基本方針最終評価【こども家庭庁】	こども家庭行政推進調査事業費にて成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリングを実施【こども家庭庁】	こども家庭行政推進調査事業費にて成育医療等基本方針に基づく評価指標のモニタリングを実施【こども家庭庁】
こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、こども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、こどもの気付きを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めてもらうことを目的として、人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施する	○人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施予定【令和6年度予算額：35.4億円の内訳】（法務省）	○こども・若者を対象とした人権教室の参加者数：985,983人（令和6年度） ○全国中学生人権作文コンテストの応募校数：6,450校（令和6年度） ○人権の花運動の参加者数：393,526人（令和6年度）	○人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施予定【令和7年度予算額：35.4億円の内訳】（法務省）	○人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施予定【令和8年度概算要求額：38.1億円の内訳】（法務省）	○各種人権啓発活動を継続することで、こども・若者及びこども・若者に関わる全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現を目指す	引き続き、各種人権啓発活動を実施【法務省】				
SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、各教科等の授業等において、地域の保健師等も活用しつつ、すべての児童生徒が、「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う。また、こどもがSOSを出した際に、教員や保護者といった周囲の大人が受け止められることが求められるため、こどものSOSをどのように受け止めるかについて学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める	○学校の長期休業、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて通知等を出し、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことや、児童生徒が安心してSOSを出すことの出来る環境の整備について周知（文部科学省） ○学校がSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を実施するに当たり、活用できる教材や指導資料の作成等を実施。【0.1億円】（文部科学省） ○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【30.5億円の内訳】（厚生労働省）	○令和6年度通知発行：4件（文部科学省）	○引き続き、学校の長期休業、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて通知等を出し、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことや、児童生徒が安心してSOSを出すことの出来る環境の整備について周知（文部科学省） ○学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の指導モデルの普及促進に向けた、学校の授業支援や教職員への研修等の実施【0.1億円】（文部科学省） ○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【32.1億円の内訳】（厚生労働省）	○引き続き、学校の長期休業や自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた通知の発出や、自殺予防教育の指導モデルの周知等により、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施を促進するとともに、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことや、児童生徒が安心してSOSを出すことの出来る環境の整備を促す。（文部科学省） ○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【46.8億円の内訳】（厚生労働省）	○児童生徒の自殺者数の減少（令和9年度） ○国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにする	通知の発出等により、「sosの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施等について周知【文部科学省】	学校が行う自殺予防教育のモデルの周知等を実施【文部科学省】	学校が行う自殺予防教育のモデルの周知等を実施【文部科学省】	ゲートキーパー養成の取組を促進【厚生労働省】	ゲートキーパー養成の取組を促進【厚生労働省】
小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知する	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知（文部科学省）	—	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を周知（文部科学省）	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を周知（文部科学省）	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導されるよう努める	「心の健康」に関する啓発資料を周知【文部科学省】				
こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」において整理した、いじめ防止対策に係る検討課題について順次対応していくとともに、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底する。	○令和6年11月に開催した「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」において、新たに「いじめ防止対策の更なる強化について」を決定し、これらに基づく取り組みを進めるとともに、引き続き、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底（文部科学省）	○令和6年度都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議開催回数：2回	○引き続き、「いじめ防止対策の更なる強化について」等に基づく取り組みを進め、必要に応じた見直しを行うとともに、引き続き、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底（文部科学省）	○引き続き、「いじめ防止対策の更なる強化について」等に基づく取り組みを進め、必要に応じた見直しを行うとともに、引き続き、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底（文部科学省）	○いじめの重大事態の発生件数減少（令和9年度）	各教育委員会等に対して、法や基本方針等について周知し、いじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底【文部科学省】				
道徳教育の抜本的改善・充実のため、道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を進める	○道徳教育の充実に向けて、引き続き、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画等を発信する道徳教育アーカイブの充実や、地域教材の活用等を通じた道徳教育の実践など、地域の特色を生かした学校や地域等が抱える課題に応じた支援等の取組を実施予定【43億円】（文部科学省）	○道徳教育アーカイブへの授業動画掲載数：10本 ○自治体委託数：67団体	○道徳教育の充実に向けて、引き続き、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画等を発信する道徳教育アーカイブの充実や、地域教材の活用等を通じた道徳教育の実践など、地域の特色を生かした学校や地域等が抱える課題に応じた支援等の取組を実施予定【43億円】（文部科学省）	○道徳教育の充実に向けて、引き続き、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画等を発信する道徳教育アーカイブの充実や、地域教材の活用等を通じた道徳教育の実践など、地域の特色を生かした学校や地域等が抱える課題に応じた支援等の取組を実施予定【42億円】（文部科学省）	○学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」を要とし学校教育全体で取り組む道徳教育を推進する	道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施【文部科学省】	道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施【文部科学省】	道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施【文部科学省】	道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施【文部科学省】	道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施【文部科学省】

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
<b>(3) 自殺リスクの早期発見</b>										
自殺リスク含む潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データの分野を超えた連携に取り組む。全国での取組強化に向けた具体策と工程表を策定する	○潜在的に支援が必要な子どもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業の実施。ガイドラインの作成・公表【令和5年度補正予算額：4.7億円】（子ども家庭庁）	○実証事業参加数：10地方公共団体	○実証事業を継続し、子どもデータ連携の取組を広げるため、地方公共団体が子どもデータ連携に取り組むための事例集を令和7年度末までに策定し公開する。【令和6年度補正予算額：4.7億円】（子ども家庭庁）	○これまでの実証で得られた知見をふまえて調査研究事業を行う。子どもの成長を見守ることを目的に、これまで個別に管理されてきた福祉分野と教育分野のデータを連携させることで、子ども一人ひとりに応じた教育・保育、保健、療育、福祉を届けられるデータ連携基盤の構築を目指す。【0.8億円】（子ども家庭庁）	○11の地方公共団体で実証事業を実施（令和7年度） ○事例集の作成・配布（令和7年度末）	実証事業事例集の作成【子ども家庭庁】	子どもデータ連携の取組を着実に広げていくための取組を実施（広報・周知活動、地方公共団体の取組に対する支援等）【子ども家庭庁】			
子ども・子育て世帯を包括的に支援する「子ども家庭センター」の設置支援等に取り組む	○「利用者支援事業（子ども家庭センター型）」や「市町村相談体制整備事業」等により、引き続き整備や運営を支援（子ども家庭庁）：【2,208億円の内数・177億円の内数】 ○令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「統括支援員の育成に関する調査研究」「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築に係る事例収集についての調査研究」等を踏まえ、体制構築や機能強化への活用を促進（子ども家庭庁） ○統括支援員基礎研修を円滑に実施（子ども家庭庁）	子ども家庭センター設置数1,240自治体（R7.5.1）	「利用者支援事業（子ども家庭センター型）」や「市町村相談体制整備事業」等により、引き続き整備や運営を支援（子ども家庭庁）：【2,431億円の内数・207億円の内数】 「子ども家庭センター設置・機能強化促進事業」により、アドバイザーや都道府県とともに、市町村の課題に応じた情報提供や伴走支援を実施【令和6年度補正1.1億円】	「利用者支援事業（子ども家庭センター型）」や「市町村相談体制整備事業」等により、引き続き整備や運営を支援（子ども家庭庁）：【2,267億円の内数+事項要求・236億円の内数】 「子ども家庭センター設置・機能強化促進事業」により、アドバイザーや都道府県とともに、市町村の課題に応じた情報提供や伴走支援を実施【1.1億円】	○子ども家庭センター設置自治体（1,741箇所）（令和8年度末）	令和8年度末までに1741自治体に子ども家庭センターを整備【子ども家庭庁】				
少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携して対応する	○いじめ事案について学校との連携や積極的な対応を推進（警察庁） ○警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置している「スクールサポーター」の制度を活用し、担当する学校への訪問活動を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言等を通じて警察と学校との緊密な連携を推進（警察庁） ○いじめ問題を始めた非行防止等についての情報交換や、具体的な協議を行う場として警察と学校の連絡協議会を設置（警察庁）	○スクールサポーター制度（令和6年4月現在、44都道府県、約850人配置）※スクールサポーター制度がない3県についても、同制度と同様の機能を有する代替制度あり。 ○学校警察連絡協議会（令和6年4月現在、全都道府県、約2,400協議会を設置しており、加入率は98.8%）※学校数34,127校に対し、加入数は33,708校	○いじめ事案について学校との連携や積極的な対応を推進（警察庁） ○警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置している「スクールサポーター」の制度を活用し、担当する学校への訪問活動を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言等を通じて警察と学校との緊密な連携を推進（警察庁） ○いじめ問題を始めた非行防止等についての情報交換や、具体的な協議を行う場として警察と学校の連絡協議会を設置を推進（警察庁）	○いじめ事案について学校との連携や積極的な対応を推進（警察庁） ○「スクールサポーター」の制度を活用した警察と学校との緊密な連携を推進（警察庁） ○具体的な協議を行う場としての警察と学校の連絡協議会の設置を推進（警察庁）	○いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等を継続	いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等を実施【警察庁】				
街頭補導活動、サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により端緒情報の把握に努め、性被害を受けた少年を早期に発見・保護をする	○街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努め、性被害を受けた少年の発見・保護を推進（警察庁）	—	○街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努め、性被害を受けた少年の発見・保護を推進（警察庁）	○街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護を推進（警察庁）	○被害少年の早期発見・保護を継続	被害少年の早期発見・保護を実施【警察庁】				
全国の小中学校の全ての児童生徒を対象にした「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、法務局職員又は人権擁護委員が手紙等のやり取りを通じて子どもの悩みに寄り添う取組を実施する	○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布予定（令和6年5月～7月上旬）【35.4億円の内数】（法務省）	○ミニレターを端緒とする人権相談受件数：7,677件（令和6年度）	○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布【35.4億円の内数】（法務省）	○子どもの悩みに寄り添う取組を継続する【38.1億円の内数】（法務省）	○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の全ての児童生徒に配布 ○手紙等のやり取りを通じて子どもの悩みに寄り添う取組を実施（通年）	引き続き、取組を実施【法務省】				
1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する	○1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するため、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムの一覧やシステム構築のためのマニュアルについて、通知や研修会等において周知するとともに、予算事業を着実に執行【令和5年度補正予算額：10億円】（文部科学省）	○令和6年度通知発出：4件 ○令和5年度補正予算額：10億円（採択数（1次公募時点）：26都道府県・指定都市等）	○引き続き、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するため、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムの一覧やシステム構築のためのマニュアルについて、通知や研修会等において周知 ※学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置	○引き続き、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するため、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムの一覧やシステム構築のためのマニュアルについて、通知や研修会等において周知 ※学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置	○1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る【文部科学省】（令和9年度）	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る【文部科学省】	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る【文部科学省】			
公立の小中学校、中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進する等により、教育相談体制の充実を図る	○スクールカウンセラー等活用事業等により、学校における教育相談体制を充実化【88億円の内数】（文部科学省）	○スクールカウンセラーの対応公立小中学校：27,199校（令和6年度）（文部科学省）	○スクールカウンセラー等活用事業等により、学校における教育相談体制を充実化【94億円の内数】（文部科学省）	○スクールカウンセラー等活用事業等により、学校における教育相談体制を充実化【118億円の内数】（文部科学省）	○スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に加えて、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う（令和9年度）	教育相談体制充実に向けた取組を実施【文部科学省】	教育相談体制充実に向けた取組を実施【文部科学省】			
学校における情報モラル教育の充実を目指すため、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツ（動画教材等）を作成する	○最新の情報モラルに関するテーマを取り扱い、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施し、教員や児童生徒が活用できる情報モラル教育に関する動画コンテンツを作成する【0.5億円】（文部科学省）	○指導者セミナー：4回 ○動画コンテンツ：6本	○最新の情報モラルに関するテーマを取り扱い、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施するとともに、教員や児童生徒が活用できる情報モラル教育に関する動画コンテンツの充実を図る【0.4億円】（文部科学省）	○最新の情報モラルに関するテーマを取り扱い、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施するとともに、教員や児童生徒が活用できる情報モラル教育に関する動画コンテンツの充実を図る【0.5億円】（文部科学省）	○指導者セミナー：4回 ○動画コンテンツ：3本（令和7年度）	学校における情報モラル教育を充実させる取組を実施【文部科学省】	学校における情報モラル教育を充実させる取組を実施【文部科学省】			
インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTAと連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等への支援を行う	○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTA等と連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等を支援【0.2億円の内数】（文部科学省）	○シンポジウムの開催：3か所 ○啓発活動への支援：2か所	○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTA等と連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等を支援【0.2億円の内数】（文部科学省）	○引き続き、インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTA等と連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等を支援【0.2億円の内数】（文部科学省）	○シンポジウムの開催：3か所 ○啓発活動への支援：2か所（令和7年度）	青少年のインターネット等の適切な利用に関する取組を実施【文部科学省】	青少年のインターネット等の適切な利用に関する取組を実施			

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
(4) 電話・SNS等を活用した相談体制の整備										
#9999という、わかりやすい番号で自殺念慮も含むあらゆる困りごとを一元的に受け付け、関係団体が連携し、一つの大きなまとまりとして相談対応を行う「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行事業を実施する。その際、利用者が相談する分野の一つに「18歳以下の方」の分野を設定し、利用促進を図る	○5月の孤独・孤立対策強化月間中の実施含め、既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間において、関係団体の協力も仰ぎながら、孤独や孤立に悩む方が相談することができる「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施を予定【令和5年度補正：4.1億円の内数】（内閣府）	○実施期間中の呼出件数：4,839件 ○実施期間中の電話相談接続完了数：936件（うち18歳以下の方向けの番号での接続完了数：79件） ※実施期間：2024/5/2から2024/5/7まで  ○実施期間中の呼出件数：19,463件 ○実施期間中の電話相談接続完了数：2,026件（うち18歳以下の方向けの番号での接続完了数：97件） ※実施期間：2024/12/25から2025/1/4まで	○5月の孤独・孤立対策強化月間中の実施含め、既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間において、関係団体の協力も仰ぎながら、孤独や孤立に悩む方が相談することができる「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施を予定【令和6年度補正予算額：4.1億円の内数】（内閣府）	○5月の孤独・孤立対策強化月間中の実施含め、既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間において、関係団体の協力も仰ぎながら、孤独や孤立に悩む方が相談することができる「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施を予定【2.6億円の内数】（内閣府）	○5月の孤独・孤立対策強化月間期間中、統一的な相談窓口である「孤独・孤立相談ダイヤル」を実施（5/2-5/7）（令和7年度） ○その他、既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間など適切な時期における「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施を予定（令和7年度）					
孤独・孤立対策ウェブサイトの子ども（18歳以下）向け専用ページにより、相談先の案内など声を上げやすくなるための情報発信に取り組み	○孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の子ども（18歳以下）向けページにおける、相談窓口等に関する継続的な情報発信【0.3億円】（内閣府） ○5月の孤独・孤立対策強化月間における集中的な広報実施【令和5年度補正：4.1億円の内数】（内閣府） ○自殺予防週間、自殺対策強化月間、夏季休暇明け前後におけるこのものの自殺防止に向けた集中的な啓発活動への継続的な協力（内閣府）	○孤独・孤立対策ウェブサイト閲覧者数：11,378,896人（令和3年8月開設から令和7年3月末まで）	○5月の孤独・孤立対策強化月間における集中的な広報実施【令和6年度補正：4.1億円の内数】（内閣府） ○孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の子ども（18歳以下）向けページにおける、相談窓口等に関する継続的な情報発信【0.3億円】（内閣府） ○自殺予防週間、自殺対策強化月間、夏季休暇明け前後におけるこのものの自殺防止に向けた集中的な啓発活動への継続的な協力（内閣府）	○5月の孤独・孤立対策強化月間における集中的な広報実施【2.6億円の内数】（内閣府） ○孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の子ども（18歳以下）向けページにおける、相談窓口等に関する継続的な情報発信【0.2億円】（内閣府） ○自殺予防週間、自殺対策強化月間、夏季休暇明け前後におけるこのものの自殺防止に向けた集中的な啓発活動への継続的な協力（内閣府）	○子ども（18歳以下）に向けた、孤独・孤立対策に関する継続的な情報発信を実施 ○5月の孤独・孤立対策強化月間期間中における、広報ガスターやロゴマークなどを用いた集中的な普及啓発の実施（令和7年度）					
予期せぬ妊娠等により、バイオサイコソーシャル（身体的・精神的・社会的）な悩みを抱える若年妊婦等に対し、性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行うとともに、若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進する	○性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行う自治体に対して補助を行うとともに、当該事業の中で若年妊婦等支援強化加算を設け、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進【7.8億円の内数】（子ども家庭庁）	○令和5年度実施自治体 ・性と健康の相談センター事業：96自治体 ・若年妊婦等支援強化加算：27自治体	○性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行う自治体に対して補助を行うとともに、当該事業の中で若年妊婦等支援強化加算を設け、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進していく予定【5.7億円の内数】（子ども家庭庁）	○性と健康の相談センター事業により、引き続き、保健所等において専門的な相談支援を行う自治体に対して補助を行うとともに、当該事業の中で若年妊婦等支援強化加算を設け、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進していく予定。さらに、悩みを抱える若者への相談により答えるために、SNSを活用したオンライン相談対応の夜間対応への拡充などに取り組む予定。【6.0億円の内数】（子ども家庭庁）	○性と健康の相談センター事業の実施に努める（令和7年度）					
いじめや体罰・虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題について電話で相談を受けつける「子どもの人権110番」、パソコン、スマートフォンなどから相談することができる「子どもの人権SOS-eメール」やSNS（LINE）を用いた「SNS（LINE）人権相談」といった、子どもの人権を守る取組を引き続き実施する	○全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）、インターネット相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」及びLINEじんけん相談に加えてGIGAスクール構想による1人1台端末から人権相談が可能となる仕組みを構築し、いじめを始めとする子どもの人権問題に関する相談に対応予定【35.4億円の内数】（法務省）	○子どもの人権110番を利用した人権相談件数：13,971件（令和6年）	○全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）、インターネット相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」及びLINEじんけん相談に加えてGIGAスクール構想による1人1台端末から相談可能な「子どもの人権SOSチャット」を開設し、いじめを始めとする子どもの人権問題に関する相談に対応【35.4億円の内数】（法務省）	子どもの人権を守る取組を継続する【38.1億円の内数】（法務省）	○人権相談を通じて子どもの人権を守る取組を実施（通年）					
教育委員会等でSNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を推進するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援する	○SNS等を活用した相談事業として、引き続き地方公共団体の相談体制の構築及び相談員に対する研修の実施に対する支援を行う【61億円の内数】（文部科学省）	○支援自治体数：38自治体（令和6年度）	○SNS等を活用した相談事業として、引き続き地方公共団体の相談体制の構築及び相談員に対する研修の実施に対する支援を行う【67億円の内数】（文部科学省）	○SNS等を活用した相談事業として、引き続き地方公共団体の相談体制の構築及び相談員に対する研修の実施に対する支援を行う【67億円の内数】（文部科学省）	○SNS等を活用した相談体制の整備を推進する（令和9年度）					
行政機関又は民間団体が行うLINEやウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化、相談者の状況に応じた支援情報の提供、支援を行うための人材の養成を行う	○自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施する。【30.5億円の内数】【令和5年度補正：20.7億円の内数】（厚生労働省）	—	○自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施する。【32.1億円の内数】【令和6年度補正：20.3億円の内数】（厚生労働省）	○自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施するとともに、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等を実施する。【47.7億円の内数】（厚生労働省）	○SNS相談件数を前年度の実績以上とする					

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
<b>(5) 自殺予防のための対応</b>										
親への支援も重要であることから、養育環境に課題を抱えた子育て世帯等に対する訪問による生活の支援も併せて推進する	○子育て世帯訪問支援事業の実施【令和6年度予算 子ども・子育て支援交付金 2,074億円の内数】（子ども家庭庁）	○実施自治体数：697市区町村 ※当該事業のうち、モデル事業：20団体 被災地における居場所づくりモデル事業：34団体 実態調査・把握支援：7団体 広報啓発活動支援：8団体 コーディネーター配置：11団体 ※コーディネーター配置は令和7年度より当初予算化	○子育て世帯訪問支援事業の実施【令和7年度予算 子ども・子育て支援交付金 2,138億円の内数】（子ども家庭庁）	○子育て世帯訪問支援事業の実施【令和8年度予算 子ども・子育て支援交付金 2,061億円の内数】（子ども家庭庁）	○982自治体以上で実施（令和8年度）	子育て世帯訪問支援事業を実施【子ども家庭庁】 第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づく事業の実施【子ども家庭庁】				
全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）を策定し、これに基づいて、子どもの居場所づくりを推進する	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業の実施【令和5年度補正予算 13億円】【令和6年度補正予算 4.3億円】（子ども家庭庁）	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業：80団体 ※当該事業のうち、モデル事業：20団体 被災地における居場所づくりモデル事業：34団体 実態調査・把握支援：7団体 広報啓発活動支援：8団体 コーディネーター配置：11団体 ※コーディネーター配置は令和7年度より当初予算化	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業の実施【令和6年度補正予算 4.3億円】 ○子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業【令和7年度予算額 8.8億円】	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業【令和8年度予算 4億円】 ○子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業【令和8年度予算 6.6億円】	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業の活用自治体数について、95自治体以上（令和8年度） ○各都道府県1人以上の居場所づくりコーディネーターの配置の好事例を模範とし配置の促進を図る【子ども家庭庁】	「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づく事業実施（子どもの居場所づくり支援体制強化事業等） モデル事業からの好事例の模範同指針の見直し（令和10年度予定）【子ども家庭庁】 子どもの居場所づくりコーディネーターの配置の好事例を模範とし配置の促進を図る【子ども家庭庁】				
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う	○青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発資料の作成・公開を実施予定【0.04億円の内数】（子ども家庭庁）	○配布先数（R6：278箇所、R5：278箇所、R4：287箇所） ○配布部数（R6：56,000部、R5：55,000部、R4：56,500部）	○青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発資料の作成・公開を実施予定【0.04億円の内数】（子ども家庭庁）	○青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発資料の作成・公開を実施予定【0.03億円の内数】（子ども家庭庁）	○普及啓発資料を新たに作成し、子ども家庭庁ウェブサイト公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等に配布（令和8年度）	第6次基本計画に基づく施策を実施【子ども家庭庁】 第7次基本計画を策定予定、策定した基本計画に基づき施策を実施【子ども家庭庁】				
自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する	○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施（警察庁）	—	○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施（警察庁）	○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施（警察庁）	○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施（警察庁）	自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動の継続的実施【警察庁】				
少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等により、個々の被害少年の特性に応じた計画的なカウンセリングや、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う	○被害少年の精神的被害を回復するために必要と認められる場合には、カウンセリング等の継続的な支援を実施（警察庁）	—	○被害少年の精神的被害を回復するために必要と認められる場合には、カウンセリング等の継続的な支援を実施（警察庁）	○被害少年の精神的被害を回復するために必要と認められる場合には、カウンセリング等の継続的な支援を実施（警察庁）	○被害少年に対する継続的な支援を実施	被害少年に対する継続的支援を実施【警察庁】				
警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等からインターネット上の人命保護の観点から緊急的な対応を要する自殺予告事案を受理した場合には、都道府県警察に通報するとともに、自殺関与の情報や、自殺の誘引・勧誘情報に係る通報（以下「自殺誘引等情報」という。）を受理した場合は、直接サイト管理者等に削除依頼を行う。また、警察庁の委託事業であるサイバーパトロールセンターにおいて、インターネット上の自殺予告や自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する	○インターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等から自殺誘引等情報に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼を実施（警察庁） ○サイバーパトロールセンターにおいて、自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を実施（警察庁） 【ホットライン業務等の外部委託175百万円の内数】	○通報件数：6,582件(6,441件) ○削除依頼件数：6,359件(6,225件) ○削除件数：4,986件(4,893件) ※()内はサイバーパトロールセンターからの通報分 ※いずれも令和6年の実績	○インターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等から自殺誘引等情報に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼を実施（警察庁） ○サイバーパトロールセンターにおいて、自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を実施（警察庁） 【ホットライン業務等の外部委託165百万円の内数】	○インターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等から自殺誘引等情報に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼を継続して実施（警察庁） ○サイバーパトロールセンターにおいて、自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を実施（警察庁） 【ホットライン業務等の外部委託179百万円の内数】	○インターネット・ホットラインセンターにおける自殺誘引等情報等の収集及びインターネット・ホットラインセンターへの通報を継続実施	インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼の実施【警察庁】				
インターネット上の自殺予告事案については、都道府県警察において、電気通信関連団体により策定された「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、プロバイダ等と連携し自殺防止の措置を講じる	○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施（警察庁）	○情報開示件数：1,276件 ○自殺予告者数：1,267人 ※いずれも令和6年の実績	○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施（警察庁）	○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施（警察庁）	プロバイダ等からの発信者情報開示による自殺予防措置を継続して実施	インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施【警察庁】				
不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実を図る	○不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進・充実を図る【2.4億円】（文部科学省）	○学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）数：58校（令和7年4月現在）	○引き続き、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進・充実を図る【1.4億円】（文部科学省）	○教育支援センターと福祉機関等を含む関係機関、民間団体等が定期的に協議を行うために必要な経費を補助するとともに、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置前の準備・また設置後の運営に係る経費を補助する【2.0億円】（文部科学省）	○学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）数：全ての都道府県・政令指定都市に1校以上（令和9年度）	不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のための取組を推進【文部科学省】				
多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す	○都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援【30.5億円の内数】【令和5年度補正：20.7億円の内数】（厚生労働省） ○先行事例を参考に、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」による取組をより多くの自治体で実施するための方策を関係省庁と連携して検討（子ども家庭庁）	○支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）	○都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援【32.1億円の内数】【令和6年度補正：20.3億円の内数】（厚生労働省） ○先行事例を参考に、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」による取組をより多くの自治体で実施するための方策を関係省庁と連携して検討（子ども家庭庁）	○都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援【46.8億円の内数】（厚生労働省） ○先行事例を参考に、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」による取組をより多くの自治体で実施するための方策を関係省庁と連携して検討（子ども家庭庁）	○全国での設置を目指し、毎年度、設置自治体数を増やす	子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援を推進【厚生労働省】 子ども・若者の自殺危機対応チームの実施自治体増加に向けた方策を検討【厚生労働省、子ども家庭庁】				
都道府県等において、自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行う	○都道府県において、自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施を支援する【30.5億円の内数】（厚生労働省）	○支援自治体数：1自治体（令和6年度交付決定ベース）	○都道府県において、自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施を支援する【32.1億円の内数】（厚生労働省）	○都道府県において、自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施を支援する【46.8億円の内数】（厚生労働省）	○モデル事業の実施により、自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐに当たっての課題を整理（令和9年度）	自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐための取組を推進【厚生労働省】				

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
<b>(6) 遺された子どもへの支援</b>										
地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会が多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による遺児等に関する相談体制を充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学省ホームページにて24時間子供SOSダイヤルや都道府県、指定都市の教育委員会が運営する相談先を周知するとともに、児童生徒へ配布する相談先の周知カードの配布を支援（文部科学省）</li> <li>○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実【88億円の内数】（文部科学省）</li> <li>○国又は地方公共団体を介した遺児を含む自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）を実施【30.5億円の内数】【令和5年度補正：20.7億円の内数】（厚生労働省）</li> <li>○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援【177億円の内数】（こども家庭庁）</li> </ul>	○スクールカウンセラーの対応公立小中学校：27,199校（令和6年度）（文部科学省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学省ホームページにて24時間子供SOSダイヤルや都道府県、指定都市の教育委員会が運営する相談先を周知するとともに、児童生徒へ配布する相談先の周知カードの配布を支援（文部科学省）</li> <li>○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実【94億円の内数】（文部科学省）</li> <li>○国又は地方公共団体を介した遺児を含む自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）を実施【32.1億円の内数】【令和6年度補正：20.3億円の内数】（厚生労働省）</li> <li>○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援【207億円の内数】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学省ホームページにて24時間子供SOSダイヤルや都道府県、指定都市の教育委員会が運営する相談先を周知するとともに、児童生徒への周知を支援（文部科学省）</li> <li>○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実【118億円の内数】（文部科学省）</li> <li>○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援【236億円の内数】</li> <li>○国又は地方公共団体を介した遺児を含む自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）を実施【46.8億円の内数】（厚生労働省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に加えて、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う（令和9年度）</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実（令和9年度）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談体制充実に向けた取組を実施【文部科学省】</li> <li>自死遺族関係団体に対する活動支援【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談体制充実に向けた取組を実施【文部科学省】</li> <li>自死遺族関係団体等の取組の推進【厚生労働省】</li> </ul>		
遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、教育相談を担当するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修に係る経費を補助（文部科学省）【88億円の内数】</li> <li>○また、教職員向けの教育相談に関する研修動画を教職員支援機構のHPにおいて公開するなど、教職員の資質向上につとめる（文部科学省）</li> </ul>	○支援自治体数：118自治体（令和6年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、教育相談を担当するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修に係る経費を補助（文部科学省）【94億円の内数】</li> <li>○また、教職員向けの教育相談に関する研修動画を教職員支援機構のHPにおいて公開するなど、教職員の資質向上につとめる（文部科学省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、教育相談を担当するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修に係る経費を補助（文部科学省）【118億円の内数】</li> <li>○教職員向けの教育相談に関する研修動画を教職員支援機構のHPにおいて公開するなど、教職員の資質向上につとめる（文部科学省）</li> </ul>	○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実（令和9年度）		<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の研修機会の充実に向けた取組を実施【文部科学省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の研修機会の充実に向けた取組を実施【文部科学省】</li> </ul>		

項目	令和6年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和7年度の主な取組状況【予算額】	令和8年度の実施予定【概算要求額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
						R7	R8	R9	R10	R11
<b>4. こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化</b>										
<b>(1) こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携</b>										
セルフネグレクトのように、人のつながりを持っていない様々な背景を抱えている方々が支援から取り残されることがないよう、孤独・孤立対策のキャンペーン（令和5年夏）及び、令和6年より取組を本格化する孤独・孤立対策強化月間（5月）において、関係省庁が連携して、集中的な広報・啓発活動・関連イベントを実施する	○5月の孤独・孤立対策強化月間において、社会全体で孤独・孤立の問題への理解・意識や対策の機運を高めていくための取組を全国で展開。関係省庁と連携した集中的な広報活動等を実施（内閣府） ○5月の孤独・孤立対策強化月間において、こども家庭庁の公式SNS等を通じて、孤独・孤立対策推進室の取組を周知（こども家庭庁）	○孤独・孤立対策ウェブサイト総閲覧者数：11,378,896人（令和3年8月開設から令和7年3月末まで）	○5月の孤独・孤立対策強化月間において、社会全体で孤独・孤立の問題への理解・意識や対策の機運を高めていくための取組を全国で展開。関係省庁と連携した集中的な広報活動等を実施【4.1億円の内数】（内閣府）	○5月の孤独・孤立対策強化月間において、社会全体で孤独・孤立の問題への理解・意識や対策の機運を高めていくための取組を全国で展開。関係省庁と連携した集中的な広報活動等を実施【2.6億円の内数】（内閣府）						孤独・孤立対策キャンペーンや孤独・孤立対策強化月間における関係省庁との連携【内閣府】 公式SNS等を活用した取組の周知【内閣府】
官・民・NPO等の関係者の連携・協働の下で一体となって取組を進める地方における孤独・孤立対策の官民連携プラットフォームのモデル構築事業について、自殺対策やこどもに関連する事業の取組事例の成果を全国で共有する	○地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置の推進にあたり、他の自治体が参考とすべき取組事例の収集、共有【令和5年度補正：3.3億円の内数】（内閣府） ○都道府県が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進することを目的として、孤独・孤立対策推進交付金を創設【1.3億円の内数】（内閣府）	○孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業 ・中間報告会：令和6年11月12日 ・最終報告会：令和7年3月13日（報告書） https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/localplatform/index.html ○孤独・孤立対策推進交付金 https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/kouhukin_chihou.html	孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業は、令和6年度で終了。令和6年度に創設した都道府県向けの交付金について、対象を市区町村まで拡充【1.35億円の内数】【令和6年度補正：24億円の内数】（内閣府）	引き続き、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進【1.76億円の内数】（内閣府）						地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの形成に向けた、地方公共団体における取組事例の横展開【内閣府】
こどもの自殺は長期休暇明け後に増加する傾向があることから、夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む	○夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む（厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省、内閣府）		○夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む（厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省、内閣府）	○夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む（厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省、内閣府）						関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む【厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省、内閣府】
関係関係によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成	○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【30.5億円の内数】（厚生労働省） ○引き続き、「国と地方の協議の場」や「全国こども政策主管局長会議」等の機会を通じて、ゲートキーパーの養成に向けた取組を自治体に周知（こども家庭庁）		○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【32.1億円の内数】（厚生労働省） ○引き続き、「国と地方の協議の場」や「全国こども政策主管局長会議」等の機会を通じて、ゲートキーパーの養成に向けた取組を自治体に周知（こども家庭庁）	○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【46.8億円の内数】（厚生労働省） ○引き続き、「国と地方の協議の場」や「全国こども政策主管局長会議」等の機会を通じて、ゲートキーパーの養成に向けた取組を自治体に周知（こども家庭庁）						ゲートキーパー養成の取組を促進【厚生労働省】 関係会議等を通じて、ゲートキーパーの養成に向けた取組を自治体に周知【こども家庭庁】
<b>(2) こどもの自殺対策に関する関係省庁の体制強化</b>										
こども政策の司令塔であるこども家庭庁において、こどもの自殺対策に関して総合的な施策に係る企画立案及び関係各省庁・省内関係部局との調整を行うため、自殺対策室の体制強化を図る	○こどもの自殺対策の司令塔としての機能を発揮し、関係省庁等と連携しながら、必要な施策を着実に推進（こども家庭庁）	○機構定員要求により令和6年度に3名の定員増	○こどもの自殺対策の司令塔としての機能を発揮し、関係省庁等と連携しながら、必要な施策を着実に推進（こども家庭庁）	○こどもの自殺対策の司令塔としての機能を発揮し、関係省庁等と連携しながら、必要な施策を着実に推進（こども家庭庁）						関係各省庁・省内関係部局との調整【こども家庭庁】
こどもの自殺対策に関しては、「こども若者★いげんぶらす」（こども・若者意見反映推進事業）を活用するなどし、こどもや若者の意見を聴き、その結果を制度や政策に反映していく。その際、こどもや若者が必要な支援にアクセスしやすいような周知の方法等についても検討する	○当事者参画のために、支援団体等から意見を伺うとともに、民間団体が主催する官民フォーラムに参画して意見交換を行うなどの取組を推進（こども家庭庁）	○民間団体が主催する官民フォーラムへの参加 1回 ○広報事業において、こどもを対象とした意識調査を実施を推進（こども家庭庁）	○当事者参画のために、こども・若者、支援団体等から意見を伺うなどの取組を推進（こども家庭庁）	○当事者参画のために、こども・若者、支援団体等から意見を伺うなどの取組を推進（こども家庭庁）						こどもや若者の意見を聴く取組等を通じ、こどもの自殺対策に関する制度や政策に反映【こども家庭庁】
自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）に基づき厚生労働大臣より指定される指定調査研究等法人において、必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化を図る	○指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の体制の強化を支援【6.0億円】（厚生労働省）		○指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の体制の強化を支援【6.0億円】（厚生労働省）	○指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の体制の強化を支援【6.0億円】（厚生労働省）						指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の取組を推進【厚生労働省】
本とりまとめの進捗状況について今後も確認していく	○引き続き、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、本とりまとめの進捗状況を確認。	○こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議（令和6年度）：2回	○引き続き、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、本とりまとめの進捗状況を確認。	○引き続き、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、本とりまとめの進捗状況を確認。						こどもの自殺に関する関係省庁連絡会議を通じて、本とりまとめの進捗状況を確認【こども家庭庁】

（※1）今後の取組が未確定の事項については、点線で示している。